

公売財産明細書

売却区分番号	ザマ 1	見 積 価 額	63, 500, 000 円
		公 売 保 証 金	6, 350, 000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
物件 1			
所 在 地 地 地	在 番 目 積	座間市入谷西四丁目 1 8 1 7 番 2 畑 1 1 2 m ²	
物件 2			
所 在 地 地 地	在 番 目 積	座間市入谷西四丁目 1 8 2 1 番 1 畑 5 1 3 m ²	
物件 3			
所 在 地 地 地	在 番 目 積	座間市入谷西四丁目 1 8 2 1 番 3 畑 3 1 4 m ²	
物件 4			
所 在 地 地 地	在 番 目 積	座間市入谷西四丁目 1 8 2 2 番 5 宅地 1 9 . 7 4 m ²	
物件 5			
所 在 地 地 地	在 番 目 積	座間市入谷西四丁目 1 8 2 2 番 6 宅地 1 9 . 8 3 m ²	
その他の事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
問い合わせ先	座間市役所債権管理課 電話 0 4 6 - 2 5 2 - 8 0 4 9（直通） 担当 山口、齊藤、木立、赤羽目		

物件 6

所 在	座間市入谷西四丁目 1 8 2 1 番地 3、1 8 1 7 番地 2
家 屋 番 号	1 8 2 1 番 3
種 類	共同住宅
構 造	木造スレート葺 2 階建
床 面 積	1 階 1 8 5 . 4 9 m ² 2 階 1 8 5 . 4 9 m ²

物件 7

次の筆の昭和 5 8 年 6 月 8 日受付第 2 2 7 2 0 号 所有権移転請求権仮登記の債権

所 在	座間市入谷西四丁目
地 番	1 8 1 7 番 2
地 目	畑
地 積	1 1 2 m ²

所 在	座間市入谷西四丁目
地 番	1 8 2 1 番 1
地 目	畑
地 積	5 1 3 m ²

所 在	座間市入谷西四丁目
地 番	1 8 2 1 番 3
地 目	畑
地 積	3 1 4 m ²

所 在	座間市入谷西四丁目
地 番	1 8 2 2 番 5
地 目	宅地
地 積	1 9 . 7 4 m ²

所 在	座間市入谷西四丁目
地 番	1 8 2 2 番 6
地 目	宅地
地 積	1 9 . 8 3 m ²

※物件 1 ～ 7 は、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき一括換価の方法により
公売を行います。

そ の 他 の 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
-------------	-----------------------------------

問 い 合 わ せ 先	座間市役所債権管理課 電話 0 4 6 - 2 5 2 - 8 0 4 9 (直通) 担当 山口、齊藤、木立、赤羽目
-------------	---

不動産の状況

【位 置・交 通】小田急線「座間駅」の南方約450m（道路距離）。
住居表示：座間市入谷西四丁目3番10号
アパート名：エクセルハイツ

【主な公法上の規制】第1種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%

【接 道 状 況】西側道路：幅員約10m県道と等高に接しているため、セットバックは不要。

【ライフライン等】上水道：あり。メータ口径13mm、取出口径50mm。
下水道：公共下水道に接続済み。
都市ガス：なし（プロパンガスあり）。西側道路はガス管引き込み済み。

【物 件 の 状 況】物件6はメゾネットタイプの7室のアパートで、平成2年1月15日新築（築約35年）。

102号室は所有者が1階を居所として使用、2階は使用していないとの申し出あり（階段に物が置いてあり上がれないため2階は確認できず）。

103号室は所有者が倉庫として使用（入口に物が置いてあり室内を確認できないが、小火で居住不可のため重機の倉庫として使用しているとの申し出あり）。

101号室は家賃60,000円（所有者からの聞き取りで、敷金は不明、家賃未納あり）

105号室は家賃70,000円、敷金130,000円（賃借人からの文書回答）

106号室は家賃52,000円、敷金130,000円（ ” ）

107号室は家賃57,000円、敷金171,000円（ ” ）

108号室は家賃70,000円（所有者からの聞き取りで、敷金は不明）

※102号室と103号室の室内は動産多数あり、敷地内にも車1台（廃車状態）等の動産多数あり。

※敷地の一部は駐車場（賃料は7,000円×6台）として賃貸中。

※敷地内に所有者の曾祖父名義の築約99年（座間市固定資産税課の資料より）の木造の古い物置（件外物件）あり、取壊し済みの母屋と併せて表示登記が残っている。

【特 記 事 項】物件1～5に、「所有権移転請求権仮登記」（原因：贈与予約）が設定されており、仮登記義務者死亡後に仮登記権利者に相続を原因として所有権が移転しているが、原因が違うため権利の混同では抹消できない。このため、当該仮登記債権を物件7として併せて公売する（仮登記の移転・抹消に係る登録免許税は、公売の場合は不要で、公売により職権で抹消できることを横浜地方法務局大和出張所に確認済み）。

物件1～3は現況非農地のため、買受適格証明書の提出は不要であるが、地目変更にあたっては、座間市農業委員会事務局に農地転用届の提出が必要。

建物は築年数が古いため、賃貸物件としての継続使用は困難と思われる。

埋蔵文化財包蔵地のため、工事着手60日前までに座間市生涯学習課文化財担当へ連絡の必要がある。

公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（座間市）は担保責任を負わない。

【見積価額の内訳】

物件番号	見積価額	公売保証金
物件1～6	57,300,000円	5,730,000円
物件7	6,200,000円	620,000円
合 計	63,500,000円	6,350,000円

※物件1～6と物件7は、合算で入札する。

その他の事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
--------	-----------------------------------

問い合わせ先	座間市役所債権管理課 電話046-252-8049（直通） 担当 山口、齊藤、木立、赤羽目
--------	--

公売財産明細書

売却区分番号

ザマ 1

[所在図]

広域図（概略）



近隣図（概略）



問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話 046-252-8049（直通）
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

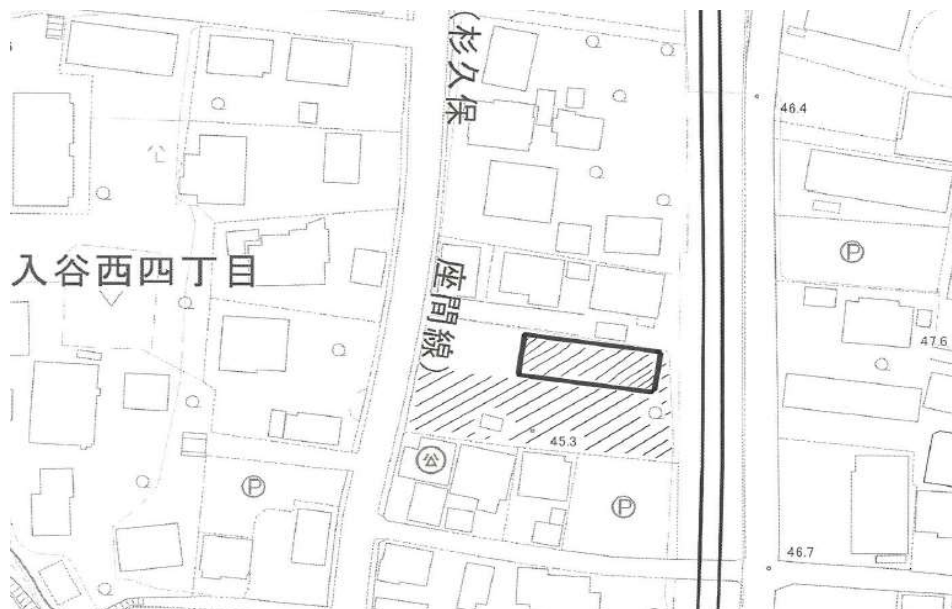
公売財産明細書

売却区分番号

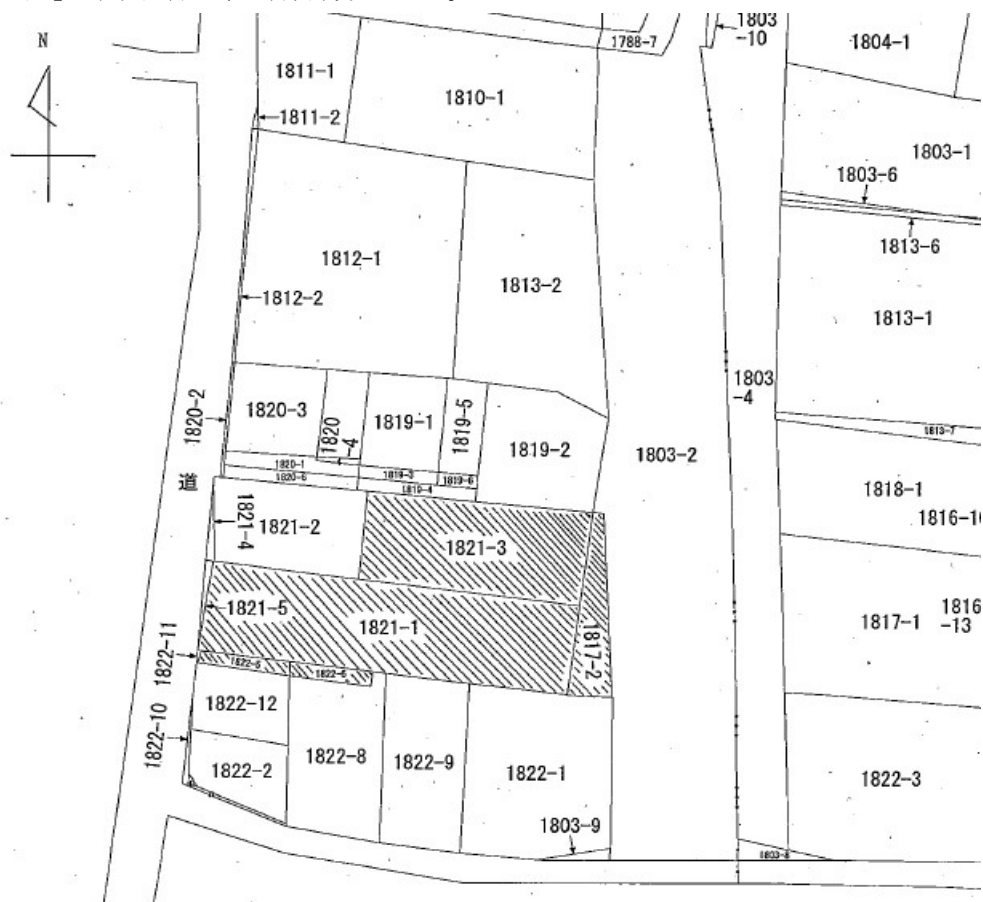
ザマ 1

近隣図 2 (概略)

対象物件は、斜線部分である。



[公図] 対象物件は、斜線部分である。



問い合わせ先

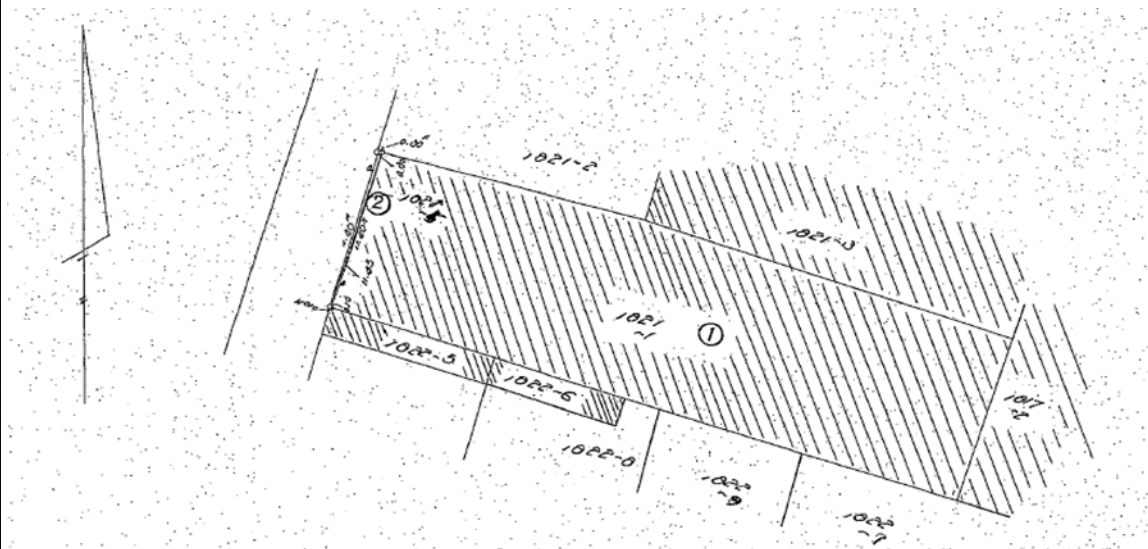
座間市役所債権管理課 電話046-252-8049 (直通)
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

公売財産明細書

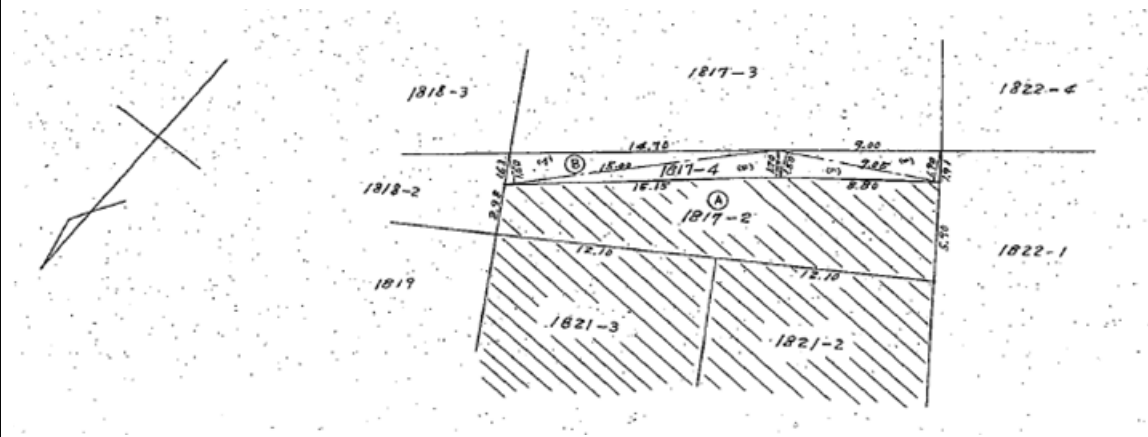
売却区分番号

ザマ 1

〔地積測量図〕 対象物件は、斜線部分である。



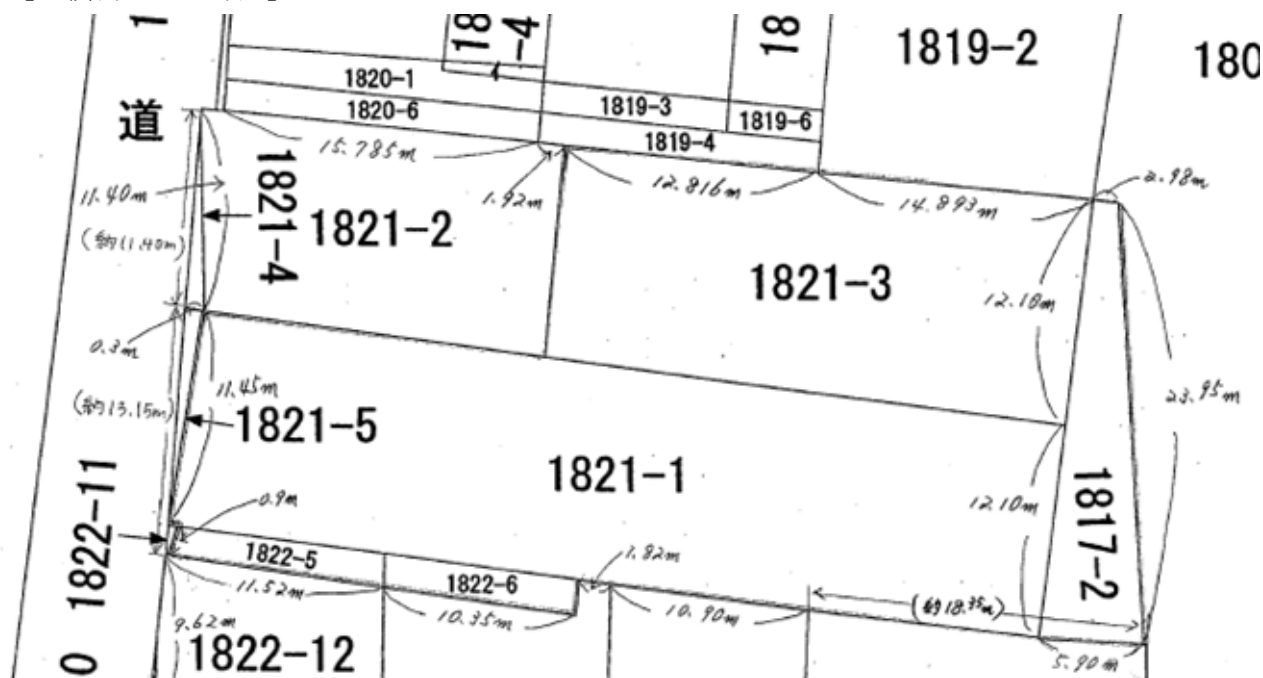
〔地積測量図〕 対象物件は、斜線部分である。



問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話046-252-8049 (直通)
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

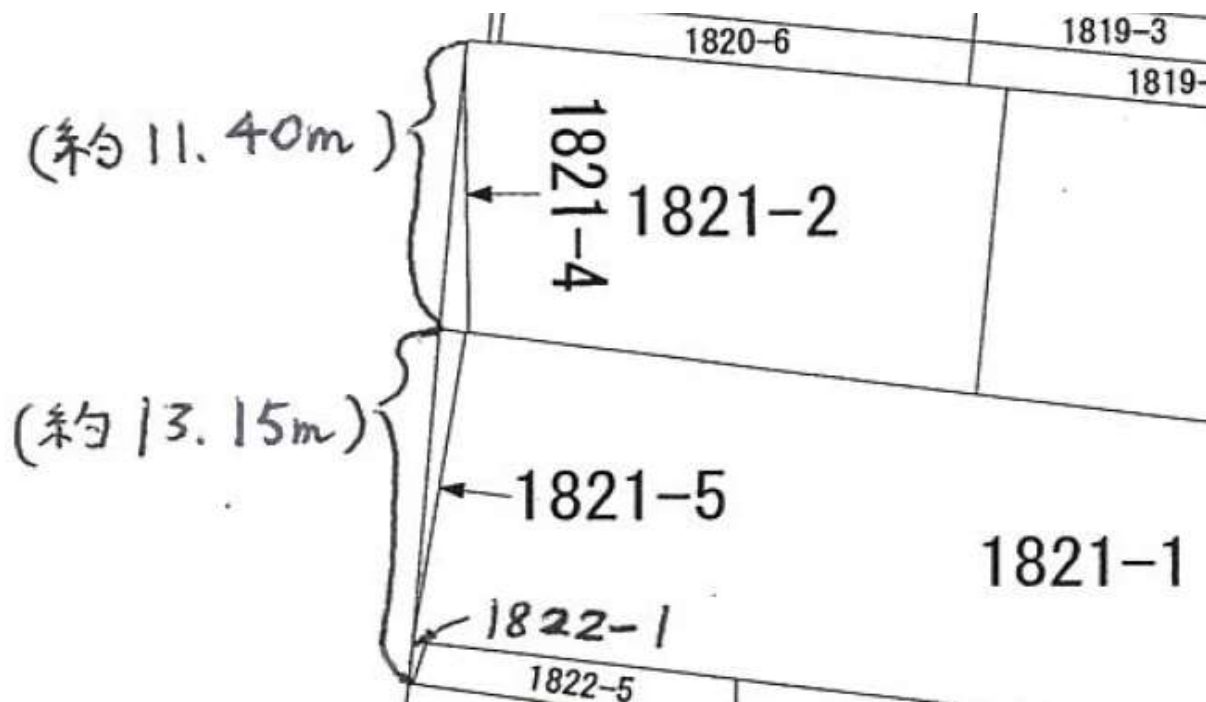
[地積測量の参考図]



※実数は隣地及び道路の測量図より転載。

※（ ）内の数値は徴税吏員が測量した数値のため保証はできません。

接道間口拡大図 ↓

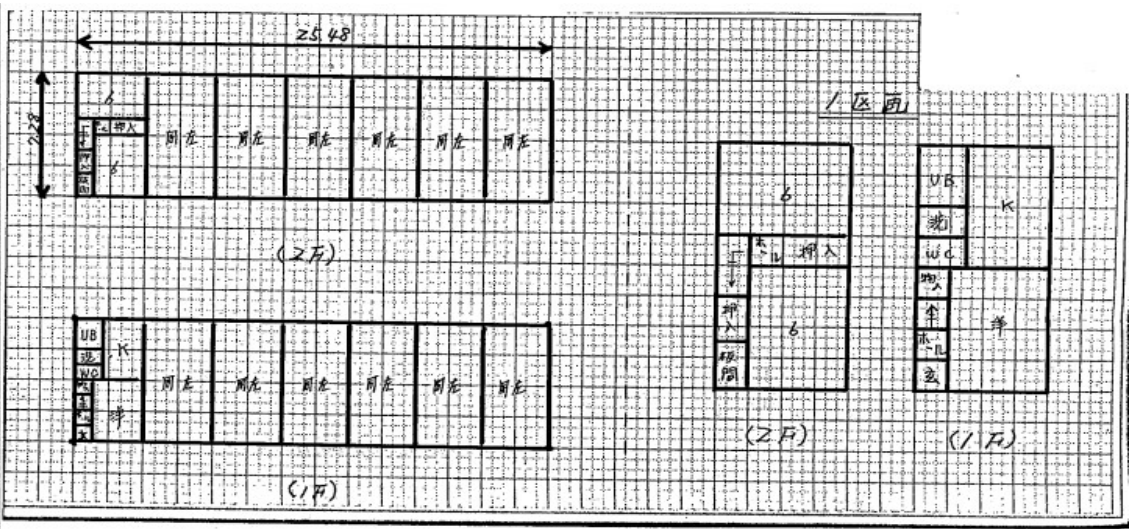


公売財産明細書

売却区分番号

ザマ 1

[平面図]



※建築当時の平面図です。現況と平面図が異なる場合は、現況を優先とします。

問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話046-252-8049 (直通)
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

公売財産明細書

売却区分番号

ザマ1

〔写真〕 撮影日：令和7年5月16日

【外観】



問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話046-252-8049（直通）
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

公売財産明細書

売却区分番号

ザマ1

〔写真〕 撮影日：令和7年5月16日

【外観（入り口）】



問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話046-252-8049（直通）
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

公売財産明細書

売却区分番号

ザマ1

〔写真〕 撮影日：令和7年5月16日

【敷地内動産】



問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話046-252-8049（直通）
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

公売財産明細書

売却区分番号

ザマ1

〔写真〕 撮影日：令和7年5月16日

【敷地内動産】



問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話046-252-8049（直通）
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目

公売財産明細書

売却区分番号

ザマ1

〔写真〕撮影日：令和7年5月16日

【敷地内動産】



【件外建物】



問い合わせ先

座間市役所債権管理課 電話046-252-8049（直通）
担当 山口、齊藤、木立、赤羽目